

旭川市災害廃棄物処理計画の改定の方向性について

1 策定の経過

旭川市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、阪神淡路大震災（平成 7 年）や東日本大震災（平成 23 年）など大規模災害の発生に伴い大量の廃棄物が発生したことを受け、国が示す方針や方向性に基づき、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、災害時において廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、国が示す災害廃棄物対策指針や旭川市地域防災計画と整合を図り平成 30 年 8 月に策定しました。本計画の概要については、資料 3 - 2 で示す内容のとおりです

2 改定の趣旨

本計画の策定中及び策定後に、関東・東北豪雨（平成 27 年）や熊本地震（平成 28 年）など新たな大規模災害にかかる知見が積み重ねられ、国の災害廃棄物対策指針が改定されたことをはじめ、北海道の北海道災害廃棄物処理計画の策定、市の旭川市洪水ハザードマップが改定されるなど、本計画に関わる指針や計画の改定や策定があったところです。

本計画においては、状況の変化に合わせて計画の追加・修正を行うこととしているため、こうした状況の変化を受けて、策定当初の目的は踏襲しながら所要の見直しを行い、本計画を改定するものです。

【本計画を取り巻く状況の変化（関連する指針や計画の状況）】

時期	主体	項目	主な内容
H30.3	国	災害廃棄物対策指針の改定	熊本地震等の近年の災害の知見を基に改定（ポイント：①法改正を受けた計画や指針の位置付け、②近年の災害を受けた実践的な対応の充実、③平時の備えの充実）
H30.3	北海道	北海道災害廃棄物処理計画の策定	災害時において北海道が対応すべき事項、被災市町村の廃棄物処理に必要な事項や関係機関の役割を取りまとめ
H31.3	旭川市	旭川市洪水ハザードマップの改定	これまで概ね100年から150年に1度の大雨による水害を想定し策定していたが、災害規模を見直し、1,000年に1度の大雨により市内河川が氾濫した場合に想定される浸水状況に基づき改定
R2.2	国	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きの策定(R3.3改定)	災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するために、災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手順や平時の事前検討事項を取りまとめ
R2.3	旭川市	旭川市災害時受援計画の策定	内閣府による災害時の受援体制のガイドラインの策定、本市における近年の災害発生状況を踏まえ、本市で大規模災害が発生した場合の外部からの応援を円滑に受け入れることを目的に策定

3 想定している主な改定内容

○ 大規模水害における想定被害及び廃棄物発生量の見直し

本計画では、現在、当時のハザードマップに基づき 100 年から 150 年に 1 度の大雨による大規模水害の被害を想定していますが、ハザードマップが改定され、災害規模が 1,000 年に 1 度起こる大雨の想定に変更されているため、これに準じて想定被害及び廃棄物発生量を見直します。

【参考】現計画による大規模水害発生時の主な想定内容

●避難者数：56,500 人 ●被災建築物数：29,640 棟 ●がれき発生量：144,897 t

●避難所ごみ発生量：31.4 t/日 ●し尿収集必要量：188.5 kℓ/日

※ハザードマップにより市内の住所ごとの浸水状況を把握し、各住所における建築物数と災害時の想定原単位を用いるなどして各数値を算出する。

○ 処理必要量及び仮置場の再検討

上記の見直しに伴い、災害廃棄物の処理必要量や仮置場の必要面積量も変わってくるため、新たな施設の整備など本市を取り巻く状況も踏まえながら、災害廃棄物の適切な処理方法等について再検討を行い本計画に反映させます。

○ 受援体制の再整理

国の災害廃棄物対策指針の改定、北海道の災害廃棄物処理計画の策定、本市の災害時受援計画の策定等の状況を踏まえ、地域ブロック※内外における北海道を中心とする各市町村との連携について再整理するとともに、近年の災害においてボランティアが重要な役割を果たしていることから、本計画の協力・支援体制にボランティアを明確に位置付けます。

※全国を北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の 8 ブロックに区分し、各ブロックには地方環境事務所、都道府県、市町村で構成される協議会を設置し、平時・災害時に様々な取組を推進しています。

○ 初動期対応（業務）内容の充実

国の災害廃棄物対策指針の改定、災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きの内容を踏まえ、発災直後には、特に混乱が予想されることから、職員の安全確認や組織体制の確保など、初動期に必要な業務の内容を本計画においてより詳細に定めることで充実に図ります。

○ その他

各指針や計画の変更内容、社会情勢の変化、本市の組織体制や廃棄物処理実績などの現状を踏まえて、これらと整合性を図りながら必要な修正を行います。

4 今後の想定スケジュール

現時点では、以下のスケジュールに基づき本計画の改定作業を進めることを想定しています。

時期	主体	項目	主な内容
R3.12	旭川市廃棄物等減量審議会 (R3年度第2回)	旭川市災害廃棄物処理計画の改定の方向性について【審議】	計画の策定経過や改定の趣旨を説明するとともに、策定後の国等の動きを踏まえ、現時点で想定する計画の主な改定内容やスケジュールなどの方向性について審議
R4.1 ～ R4.4	旭川市	旭川市災害廃棄物処理計画(改定案)の策定作業	R3年度第2回の審議会に示した方向性を踏まえ環境部内及び関連部局と連携を図りながら、計画の改定にかかる作業を進め、改定案を策定する。
R4.5 頃	旭川市廃棄物等減量審議会 (R4年度第1回)	旭川市災害廃棄物処理計画(改定案)について【審議】	計画の改定案を示し、計画案に対する審議会としての意見を聴取するなど審議
R4.7	旭川市	旭川市災害廃棄物処理計画(改定版)の公表	計画の改定版について公表(市議会への報告、ホームページ等による公表)